

平成 2 5 年 2 月 2 1 日

放送受信料の未収者に対する強制執行の申し立てについて

NHKは本日、11都道府県の17人について、放送受信料の回収のため、強制執行の申立書とその所在地を所管する地方裁判所に発送しました。

この方々は、放送受信料の支払いを命じる支払督促や判決等が確定しているにもかかわらず、依然としてお支払いをいただいております。1月24日に強制執行の実施を予告したうえでお支払いをお願いしても、なお応じていただけなかったため、やむを得ず本日の申し立てに至りました。

今後は、裁判所の強制執行手続きにより、放送受信料の収納を図っていきます。

【申し立ての概要】

対象者 11都道府県 17人

(東京都1、神奈川県2、埼玉県1、群馬県1、大阪府4、兵庫県2、
奈良県1、愛知県1、岡山県1、沖縄県1、北海道2)

数字は人数

※予告日は平成25年1月24日